

長久手市行政改革指針策定の考え方

1. 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 市の現状

本市は、良好な生活環境と名古屋都市圏に隣接した立地条件等により、若い世代を中心に人口増加が続いています。今後も、現在施行中もしくは施行予定の土地区画整理事業や宅地開発等により、当面の間は転入超過が続くものと考えられています。このような背景に支えられ、本市の行財政運営は現在のところ比較的良好に推移しています。

一方で、人口増加による都市基盤の整備や若い世代の増加による保育園及び学校の整備など、新たな基盤整備のニーズが高まっており、これらのニーズに対応することが急務となっています。

しかしながら、現在の状況がいつまでも続くとはいえず、本市においてもいずれは人口減少に転じる時代が訪れます。来たる人口減少局面に備えて、現在のうちから持続可能な行財政基盤を構築していく必要があります。

(2) 過去の取り組み経過

本市においては、これまで行政改革の取組として、昭和 60 年に第 1 次行政改革大綱を策定し、つづいて平成 9 年に第 2 次行政改革大綱、平成 17 年に第 3 次行政改革大綱を策定し、現在に至っています。また、行政改革の取組を着実に推進するため、平成 11 年度から平成 14 年度までを期間とする行政改革推進計画を策定し、平成 17 年度から平成 21 年度までを期間とする行政改革推進計画(アクションプラン)を策定してきました。

第 1 次行政改革大綱では、本市を取り巻く厳しい社会経済情勢や人口の増加、高齢化等変貌する地域社会に対応するため、「行政運営の効率化・減量化」及び「住民福祉の増進」を主な取組方針としていました。第 2 次行政改革大綱では、バブル経済の崩壊に伴って自主財源の確保が非常に重大な問題となる一方で、高齢化社会の本格的な到来、国際化、情報化の進展、あるいは生活、環境に対する住民の関心の高まりのなかで、高度化、多様化の様相を呈する行政サービス需要に対応するため、「効果的な行政運営を見つめ直す」とともに「住民が真に求める行政サービスの追求」を主な取組方針としていました。第 3 次行政改革大綱では、都市的な社会への変化を踏まえた充実したサービスを住民に提供するため、「新しい行政運営の仕組みを検討」し、「情報共有による住民の参画を促進する」ことを主な取組方針としていました。

このようにこれまでの行政改革の取組は、それぞれの時代背景を受けた課題を踏まえた取組を推進してきており、具体的な取組項目においても、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、補助金・使用料金などの見直し、民間委託・外部委託、公共施設管理運営の見直し、情報化推進、人材育成など、各分野を幅広く対応してきたところです。

(3) 継続要素の抽出

これまで本市が進めてきた行政改革の取組においては、財政削減を中心として一定の成果を挙げることができました（表1参照）。しかし、行政改革は不断の取組として行うものです。したがって、行政改革指針を定めるにあたり、従来の取組から継続するものを抽出し、受け継いでいく必要があります。

年 度	財政効果額（円）	主な取組項目
平成17年度	22,635,000	各種手当（給与）、リースの見直し 等
平成18年度	6,127,180	長期継続契約の活用 等
平成19年度	6,017,717	指定管理者制度の導入、ネットワーク統合 等
平成20年度	25,770,337	電算システムの統一、町税納付手段の拡大 等
平成21年度	23,180,130	前納報奨金制度の見直し 等
合 計	83,730,364	

表1 行政改革推進計画（アクションプラン）財政効果額

(4) 新たな課題への対応

(人口減少局面)

全国的に人口減少局面に入った現在、本市においても、今後は人口増加の頭打ちとともに一層の高齢化が進むことが予想されます。今後を見据えて、人口減少、高齢化社会を踏まえた取組を進めていく必要があります。

(時代の変化への対応)

情報化の進展や経済のグローバル化により、世界情勢の変動が基礎自治体レベルに波及するスピードが速まっています。これらの急激な変化に対応するため、行政改革の取組を硬直化させることなく、柔軟に運用する必要があります。

(市民協働・市民参加)

地方創生の流れを受け、地方自治体においては、本格的な地域主権の時代を迎えつつあります。本市においても「一人ひとりに役割と居場所があるまちづくり」を推進するため、市民がまちづくりの当事者であることを認識し、積極的に行政情報の公開・提供を行い、市民との情報・意識の共有化を図りながら、市民が積極的にまちづくりに関わる仕組みを一層進めていく必要があります。また、地域が主体性を持って地域の課題に取り組み、管理していくことができる体制を整備していくことが必要です。

(サービスの選択と集中)

本格的な人口減少時代の到来を踏まえ、今後は「あれもこれも」から「あれかこ

れか」といった「選択と集中」を重視した行政経営を進めていくことが必要です。そのため、現場の声を踏まえ、市民ニーズ等を把握した中で市民サービスのあり方を検討するとともに、継続的な事業はその目的から見直し、経営資源の適正配分のための仕組みを構築していく必要があります。

(量から質への転換)

これまでの行政改革は、一般に国の指針等に基づいた人員削減や事務事業の見直しなど、人員や経費など量的な削減を中心とした取組が重視されてきました。しかし、過度な減量は市民サービス等へ影響を及ぼすことが多いと近年では言われています。今後は行政改革を通して、単なる量的な削減ではなく、質の向上を目指していくことが重要です。

(職員の人材育成と意識改革)

多様化、複雑化する市民ニーズや国・県からの権限移譲により事務量が増加する一方、本市の人的資源は限られています。管理職の意識改革、専門性の高い職員の育成、民間人の積極的な登用など、職員の能力を高めていくとともに、時代に応じた柔軟な人材活用のための政策推進が有効です。

また、組織としても行政の縦割りを可能な限りなくし、市民ニーズに的確に対応するための横断的な仕組みが必要です。

(公共施設の老朽化対応)

各自治体において、公共施設やインフラが老朽化し、多くの公共施設等が大量の更新時期を迎えつつあります。本市においては比較的建築年数が新しい公共施設が多いものの、小中学校や体育館を始めとする大規模改修が必要な建築物も増えつつあるため、限られた公共施設を「賢く使う」ための取組が必要となります。

2. 策定方針

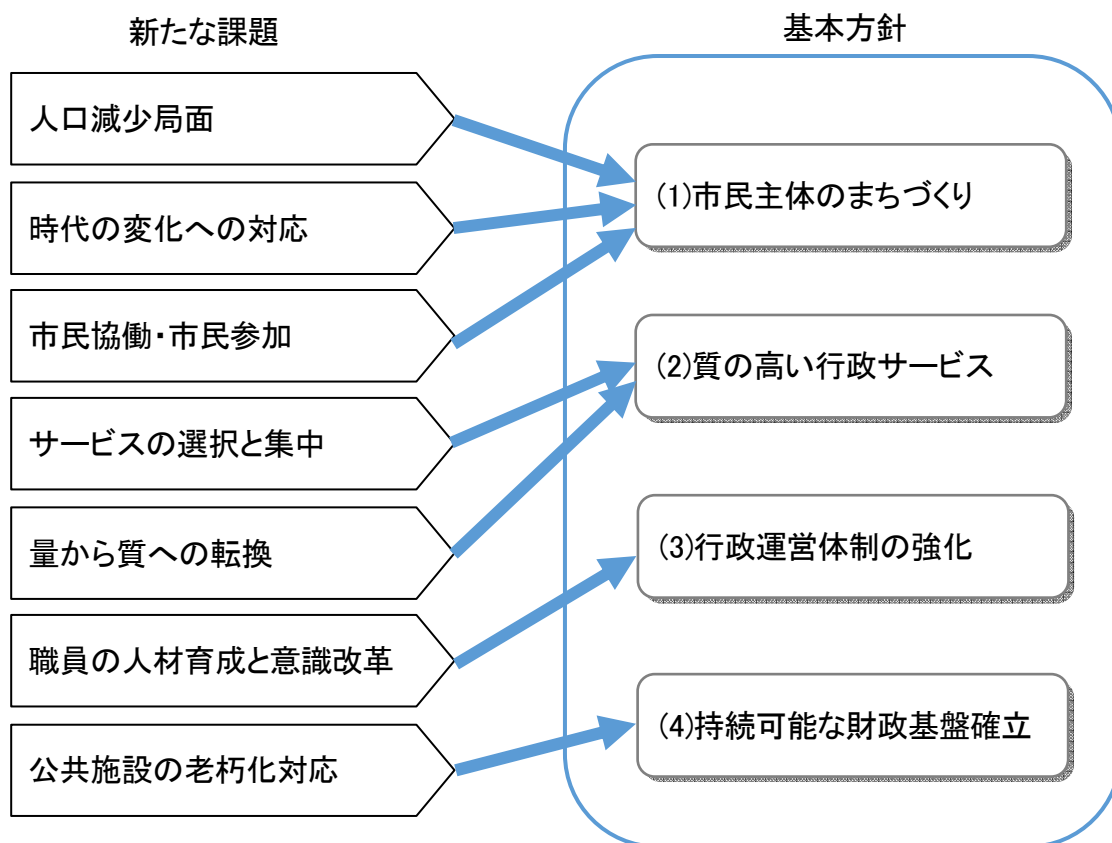
以上を踏まえ、行政改革指針の策定にあたっては、次の方針の下、全庁的に推進していきます。

【策定方針】

将来を見据えた柔軟で持続可能な行政運営
～まちへ出て 市民の目線で行動する市役所～

3. 基本方針

先に掲げた策定方針を実現するため、本行政改革指針においては、以下の4つの基本方針にて取り組んでいきます。



(1) 市民主体のまちづくり

「一人ひとりに役割と居場所があるまちづくり」に向けて、市民がまちづくりの主体になる仕組みを構築します。行政と市民・民間の多様な協働を積極的に推進し、市民が主体となったまちづくりを推進してまいります。

(2) 質の高い行政サービス

現場の声を踏まえた行政サービスの推進、市民サービス水準を踏まえた行政活動のあり方、「選択と集中」を重視した効果的な行政経営を進めていくことで、より質の高い行政サービスを推進してまいります。

(3) 行政運営体制の強化

個々の職員の意識や能力を十分に発揮できる仕組みを一層推進するとともに、多様な人材の活用を視野に入れた取組を進めます。また、横断的な課題にも対応できる柔軟な組織体制を構築してきます。

(4) 持続可能な財政基盤確立

本格的な人口減少、高齢化社会への対応に向けて、継続的な事業の見直し、財源のさらなる確保とともに、適切な財政管理の徹底を図り、財政的自立を目指した持続可能な財政基盤の確立を図っていきます。

【ICT (Information and Communication Technology)】

情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。2000年代前半まではIT (information technology) がほぼ同一の意味で使われてきたが、国際的にはICTが広く使われており、日本でもICTが併用されるようになった。

【PFI (Private Finance Initiative)】

PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

【PPP (Public Private Partnership)】

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携) と呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営 (DBO) 方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

【たつせがある】

本市で使用している造語。「一人ひとりに役割と居場所がある」ことを表す。

【キャリアパス】

昇進・昇格のモデル、あるいは人材が最終的に目指すべきゴールまでの道筋のモデル、仕事における専門性を極める領域に達するまでの基本的なパターンのこと。

【ファシリティマネジメント】

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動のこと。

【ワークショップ】

多様な人たちが主体的に参加し、チームの相互作用を通じて新しい創造と学習を生み出す場のこと。市民参加手法として用いられている。

【新地方公会計】

「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するもの。